

自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に関する運用方針

	平成10年 6月17日	自 保第128号の3
改正	平成13年12月14日	国自総第10044号
改正	平成16年 4月 7日	国自総第 13号の2
改正	平成17年 4月 6日	国自総第 6号
改正	平成18年 3月31日	国自総第597号の2
改正	平成18年 7月26日	国自総第207号
改正	平成19年 3月23日	国自総第554-2号の2
改正	平成20年 3月14日	国自総第482号の2
改正	平成21年 3月10日	国自旅第343号
改正	平成22年 3月19日	国自旅第327号の2
改正	平成23年 3月25日	国自旅第229号の2
改正	平成24年 3月30日	国自安第 96号の2
改正	平成24年10月19日	国自安第 91号
改正	平成25年 5月15日	国自技第 15号の2
改正	平成25年 7月30日	国自技第 78号の2
改正	平成26年 6月19日	国自安第 33号の2
改正	平成27年 6月24日	国自技第 83号の2
改正	平成28年 6月24日	国自安第 61号
改正	平成28年11月25日	国自安第167号
改正	平成28年12月21日	国自旅第261号

この運用方針は、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助採択の方針及び補助対象経費の内容等について以下のとおり定めるものである。

（補助採択の方針）

- 1 別紙1の2．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回らなければならない。
- 2 自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業）は、同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

（補助対象経費の内容等）

- 3 交付要綱別表の各補助対象経費の内容は、別紙1～5のとおりとする。
- 4 別紙1の1．事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（A S V）の導入に対する

支援)については以下のとおりとし、同一車両に複数の装置を装着する場合にあっては、車両1台分当たりの補助限度額は30万円(中小企業以外は20万円)とする。

(1) 衝突被害軽減ブレーキについては、協定規則(国連の車両等の型式認証相互承認協定に基づく規則をいう。以下同じ。)第131号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は15万円(大企業は10万円)とする。

(2) 以下の要件を満たした①～③の装置については、同一車両に①～③の複数の装置を装着する場合(個々の装置が個別に装着できるものに限る。)にあっては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとする。

① ふらつき注意喚起装置については、別紙2に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円(中小企業以外は3万3千円)とする。

② 車線逸脱警報装置については、協定規則第130号の技術的な要件(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては別紙3)に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円(中小企業以外は3万3千円)とする。

③ 車線維持支援制御装置については、協定規則第79号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円(中小企業以外は3万3千円)とする。

(3) 車両安定性制御装置については、協定規則第13号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円(中小企業以外は6万7千円)とする。

5 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)において補助を行うデジタル式運行記録計については、国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであって、当該ソフトウェアにおいて映像記録型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるものとして国土交通大臣による運行管理の高度化に資する機器として選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は3万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は10万円とする。

6 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)において5に規定するデジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有するものを購入する場合における車載器1台当たりの補助限度額は3万円、事業所用機器一式当たりの補助限度額は10万円とする。

7 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)においては、補助対象事業者(補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者)当たりの上限を80万円とする。

8 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業(運行指示書作成等を行うシステム導入に対する支援)においては、補助対象事業者当たりの上限を1,000万円とする。

附 則

1. この内規は、平成10年度の補助金から適用する。

2. 自動車事故対策費補助（都道府県バス協会等の自動車事故防止事業の部）に関する運用方針（平成9年5月13日自保第126号の3）は廃止する。

附 則（平成13年12月14日付け国自総第10044号）

1. この内規は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成16年4月7日付け国自総第13号の2）

1. この運用方針は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月6日付け国自総第6号）

1. この運用方針は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け国自総第597号の2）

1. この運用方針は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年7月26日付け国自総第207号）

1. この運用方針は、平成18年7月26日以降の交付決定から適用する。

附 則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号の2）

1. この運用方針は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日付け国自総第482号の2）

1. この運用方針は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日付け国自旅第343号）

1. この運用方針は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年3月19日付け国自旅第327号の2）

1. この運用方針は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月25日付け国自旅第229号の2）

1. この運用方針は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日付け国自安第96号の2）

1. この運用方針は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年5月15日付け国自技第15号の2）

1. この運用方針（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援に係る分）は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年7月30日付け国自技第78号の2）

1. この運用方針は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月19日付け国自安第33号の2）

1. この運用方針は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年6月24日付け国自技第83号の2）

1. この運用方針は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年6月24日付け国自安第61号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年11月25日付け国自安第167号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金のうち平成28年12月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附 則（平成28年12月21日付け国自旅第261号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金のうち平成28年12月21日以降に申請のあった補助金から適用する。